

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1 サービスの相談窓口

電話番号	092-862-2011
窓口担当者	大神 季子 (おおがみ のりこ) 田村 花織 (たむら かおり) 井手 崇雅 (いで たかまさ)
支援事業者の管理者	大神 季子 (おおがみ のりこ)

## 2 事業所の概要

### (1) 支援事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 城南福祉会
代表者名	理事長 廣田 一幸
本社所在地・連絡先	(住所) 福岡県福岡市城南区南片江4-14-1 (電話) 861-3111 (FAX) 861-3181

### (2) 支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	油山緑寿園居宅介護支援事業所
所在地	福岡県福岡市城南区南片江4丁目14-1
事業者指定番号	4071300034
サービス提供地域	福岡市城南区、南区、中央区、早良区、西区

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

### (3) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者等からのご相談に応じ、及び利用者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう各関係機関等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
-------	---

運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。</li> <li>2 利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。</li> <li>3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。</li> <li>4 運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保健施設及び関係機関等との連携に勤める。</li> </ol>
------	---

#### (4) 事業所の職員体制

	資格	常勤	業務内容
管理者	介護支援専門員 介護福祉士	1	居宅介護支援事業に関する業務管理・指導等
介護支援専門員	介護福祉士	2	居宅介護支援事業に関する業務（ケアプラン作成・他機関との連絡調整等）

#### (5) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
月～金曜日	9:00～18:00
休業日	土・日曜日・1月1日～1月3日

※ただし緊急時等の場合は24時間連絡体制をとっておりますので、代表番号（092）861-3111までご連絡してください。必要に応じて、対応させていただきます。

### 3 サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成 (2) 要介護認定の申請代行  
(3) 給付管理表の作成 (4) その他 各種相談及び手続き

### 4 利用料金

#### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者から直接介護保険給付が支払われない場合があります。

その場合、利用者は1か月につき、要介護度に応じて下記の利用料を支払い、支援事業者は

サービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を後日各区の窓口に提出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。

介護度	利用料金	備考
要介護1・2	11,620円	左記利用料が基本の利用料金となります。
要介護3・4・5	15,097円	
要支援1・2	5,050円	
初回加算	3,210円	左記要件に該当する場合は、介護度別利用料金に加算となります。
特定事業所加算(Ⅲ)	3,456円	
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,675円	
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,140円	
退院退所加算(Ⅰ1)	4,815円	
退院退所加算(Ⅰ2)	6,420円	
退院退所加算(Ⅱ1)	6,420円	
退院退所加算(Ⅱ2)	8,025円	
退院退所加算(Ⅲ)	9,630円	
小規模多機能型連携加算	3,210円	
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携	3,210円	
緊急時カンファレンス加算	2,140円	
ターミナルケアマネジメント加算	4,280円	
通院時情報連携加算	535円	

## (2) 交通費

サービス提供地域以外の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要となります。(通常の事業実施地域を越えた地点から、1kmにつき、20円 その他：必要に応じて有料道路料金)

## (3) キャンセル料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## (4) 料金のお支払い方法

該当の方は、油山緑寿園もしくは昭代デイサービスセンター事務所までお持ち下さい。お支払いいただきますと領収書を発行します。

## (5) その他・・・記録等の複写費用(1枚につき、10円)

# 5 サービスのご利用にあたって

## (1) 複数の指定居宅サービス事業者等の紹介

ご利用者は、ケアマネージャーに対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選択理由について説明

を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

- ★ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

## (2) 介護保険被保険者証の確認

居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

## (3) 要介護認定の申請代行

ご利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

## (4) 病院等との情報共有

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当するケアマネージャーの名前や連絡先を伝えてください。

## (5) ケアマネージャーの変更について

ご利用者の心身の状態や環境を的確に把握するためにも、なるべくお馴染みのケアマネージャーが担当するよう心掛けておりますが、人員体制の都合等により、担当ケアマネージャーが交代することがございますので、あらかじめご了承ください。

## (6) アセスメントツールや研修について

アセスメント(評価)の方法・・・三団体版ケアプラン（c c p）方式による  
ケアマネージャーの研修・・・県や市の研修に随時参加

## 6 秘密の保持について

ケアプランを作成する中で知り得たご利用者やご家族の情報は、ご了解なしに他人に漏らすことはありません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

但し、サービスが円滑に実施されるよう行うサービス担当者会議や提供予定のサービス事業所等との連絡調整を行う際には、情報を共有することが不可欠となります。必要最低限の範囲内において、これらの情報を使用させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

## 7 事故発生時の対応

当事業者は、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 8 高齢者虐待防止対策について

当事業所は、ご利用者及びそのご家族等から受け付けた虐待（疑いを含む）に関する相談等については、速やかに調査等を行ない、適切に対応します。

★養介護施設における虐待に関する行政の相談受付窓口

福岡市 保健福祉局 事業者指導課 : 711-4319

## 9 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) 大神 季子 (事業所 : 092-862-2011)  
(第三者委員) 岩谷 拓 092-836-6270、箕田千恵子 092-511-5981
- 受付時間;毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00
- 受付方法;電話・面接(随時)・目安箱(設置)

### 《苦情処理の対応手順》

※ 苦 情 処 理 を 行 う た め の 手 順	<p>① 苦情の受付 苦情は、面接・電話・投書などにより苦情受付担当者等が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることでもできます。</p> <p>② 苦情受付の報告・確認 苦情受付担当者が受け付けた苦情を「苦情解決責任者と第三者委員」(苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告致します。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。</p> <p>③ 苦情解決のための話し合い 苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 第三者委員による苦情内容の確認</li><li>(2) 第三者委員による解決案の調整、助言</li><li>(3) 話し合いの結果や改善事項等の確認</li></ul> <p>④ 都道府県「運営適正化委員会」の紹介(介護保険事業者は国保連、市町村も紹介) 本事業者で解決できない苦情は、福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。</p>
---	---

## (2)行政機関その他苦情受付機関

城南区 保健福祉センター	福祉・介護保険課	833-4105
中央区 保健福祉センター	福祉・介護保険課	718-1102
早良区 保健福祉センター	福祉・介護保険課	833-4355
南区 保健福祉センター	福祉・介護保険課	555-5125
西区 保健福祉センター	福祉・介護保険課	895-7066
東区 保健福祉センター	福祉・介護保険課	645-1069
博多区 保健福祉センター	福祉・介護保険課	419-1081
国民健康保険団体連合会		642-7813
福岡県社会福祉協議会内		915-3511

「介護予防等の相談」

地域包括支援センター（城南・中央・南区 抜粋）

名称	住所	電話
城南第1	烏飼 5-2-53 プライムハイム烏飼	847-8011
城南第2	七隈 4-13-22 アイロード七隈	866-8511
城南第3	南片江 2-27-18 プライトマンション	865-8311
城南第4	堤 1-13-36 プラモール 88	874-2911
中央第1	黒門 6-5 ヴィラ黒門	762-8511
中央第2	舞鶴 2-1-25 サン・エクセル	734-8011
中央第3	高砂 1-14-17	525-2411
中央第4	笹丘 1-11-13 笹丘平和ビル	739-7410
南第1	玉川町 13-28 鶴田ビル	541-8011
南第2	長丘 1-20-15	557-8522
南第3	三宅 2-7-31 北川ビル	553-8911
南第4	折立町 5-18 第2吉川ビル	588-8333
南第5	警弥郷 1-13-2 警弥郷ビル	588-0710
南第6	老司 3-16-11 松永ビル	567-8355
南第7	花畑 3-17-12	564-2611

※上記の他、東・博多・早良・西区内のセンターも含め計 39箇所設置してあります。ご不明な点等は、お近くの保健福祉センターへお尋ねください。

## 10 その他関連の諸制度について（必要に応じて援助を行います）

### 1) 成年後見制度

判断能力が不十分な方々を、法律面や生活面で保護・支援する制度です。

### 2) 地域福祉権利擁護事業

- ① 福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの代行等）
- ② 日常的金銭管理（福祉サービス等利用料の支払い、一定額の預金の出し入れ）
- ③ 公共料金、家賃の支払い等

※上記に関する資料も取り揃えております。お気軽にご相談ください。

令和 年 月 日

## 重要事項説明 同意書

居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

<支援事業者> 住 所 福岡市城南区南片江4丁目14番1号  
社会福祉法人 城南福祉会  
名 称 油山緑寿園居宅介護支援事業所  
代表者名 理事長 廣田 一幸 印

<説明者> 氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについて重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

また、私が居宅介護支援サービスに関する判断が困難な状況の場合（困難な状況になった場合）には、下記代理人が私に代わり本契約に定める権利の行使と義務の履行を一切行うことに同意します。

<ご利用者> 住 所 \_\_\_\_\_

ご利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

<ご利用者代理人>

代理人住所 \_\_\_\_\_

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 印